

芦北町通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



芦北町通学路安全推進会議

平成27年11月

はじめに

平成24年4月以降、登下校中の児童生徒が死傷する痛ましい交通事故が、全国で相次いで発生したことを受け、通学路の緊急合同点検を実施し、通学路の安全確保に向けて取り組むよう、同年5月に文部科学省、国土交通省、警察庁から全国の自治体に通知されました。

これを受けて、本町では平成24年8月に全小学校区の通学路において学校、警察、道路管理者及び関係団体が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議し、対策を取ってきました。

また、一方で日々の交通事情の変化等から通学路の新たな安全対策が求められる状況もあり、引き続き計画的かつ継続的に通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「芦北町通学路安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関の緊密な連携により、子どもたちの登下校における安全の確保に取り組んでまいります。

1 プログラムの目的

- 継続的に通学路の安全点検を実施し、安全確保に努めます。
- 関係機関が連携し、一体となって通学路の安全対策を推進します。
- 対策実施後も効果検証を行い、安全対策の充実に努めます。

2 プログラムの推進体制

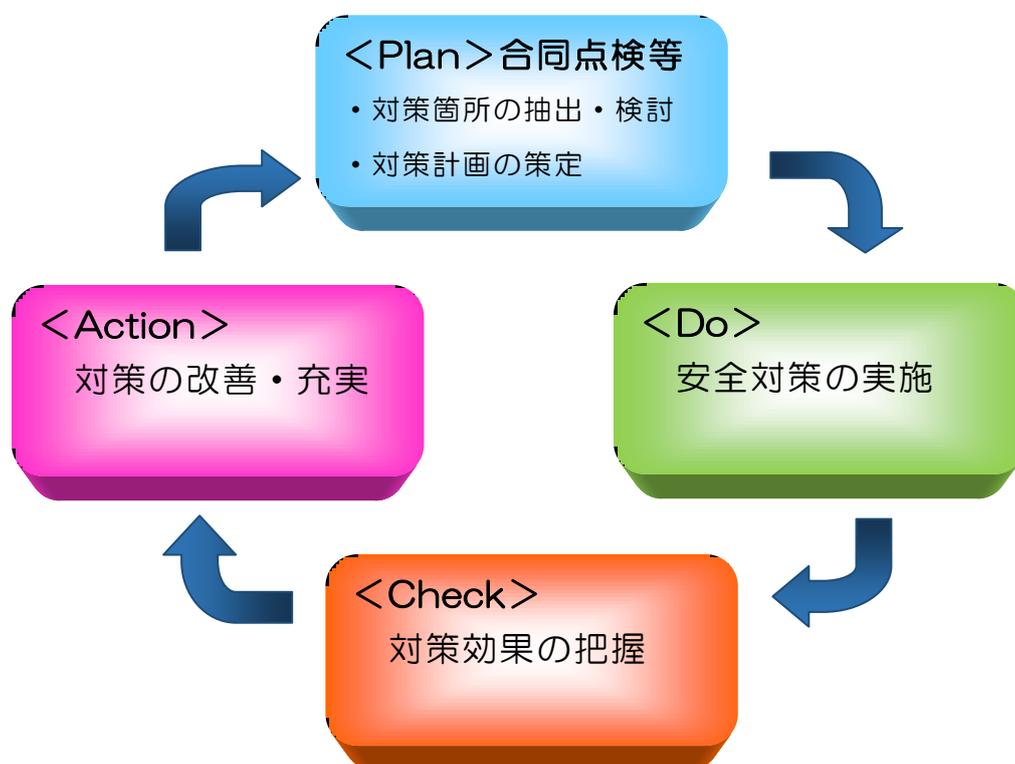
関係機関との連携を図るため、「芦北町通学路安全推進会議」（以下、「推進会議」という。）による検討を踏まえて、本町の小中学校における通学路の安全の確保を図るため、以下をメンバーとする推進会議を設置します。

関係課及び関係機関	備考
芦北警察署	交通管理者
九州地方整備局熊本河川国道事務所	道路管理者
芦北地域振興局 土木部	
芦北町 建設課	
芦北町 総務課	交通安全指導者等
各小中学校	
芦北町教育委員会 教育課	庶務

3 取組の方針

(1) 基本的な考え

- 将来にわたり継続して登下校中における子どもの安全確保を図るため、合同点検を継続して実施します。
- 交通安全対策の実施に際しては、安全性の確保が求められる箇所を基本として、優先順位を検討します。また、実施後には効果の把握を行うなど、毎年、PDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。



(2) 合同点検等<Plan>

ア 事前の点検（各学校での安全点検）

町教育委員会から年度当初に通知する「通学路調査及び通学路等危険箇所調査」により、学校職員、保護者及び地域住民が連携を図って点検を行い、危険箇所を町教育委員会へ報告します。

イ 町教育委員会がとりまとめた危険箇所を事前に担当課及び関係機関が点検し、「推進会議」にて、合同点検箇所及び合同点検実施日を決定します。

なお、決定事項について、各学校に通知します。

ウ 合同点検は、毎年、1回とし、実施時期は、原則として夏季休業期間中とします。また、警察、道路管理者及び学校の協議により適当と認められる時期に実施することも可とします。

エ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備のようなハード対策や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて各関係機関により、具体的な実施メニューを検討します。

(3) 安全対策の実施<Do>

- 安全対策の実施にあたっては、道路の整備については道路管理者が、交通規制等に関しては交通管理者が、緊急性や危険性の高いものから実施するよう関係機関で連携を図ります。

また、学校は関係機関と連携して、児童生徒に対し交通安全教室等を実施するなど、交通安全教育の充実を図ります。

(4) 対策効果の把握<Check>

- 各所管部署は、対策の実施の有無（予定を含む）を教育委員会へ報告し、対策状況を確認します。
- 教育委員会より各学校に対し、合同点検結果に基づく対策実施後の効果について調査票の提出を依頼し、対策効果の把握を行います。
- その他効果的な把握方法について手法を検討します。

(5) 対策の改善・充実<Action>

- 対策実施後も効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」等を作成し、公表します。